

奈良市議会議長交際費の支出及び公表に関する基準

平成 25 年 4 月 1 日施行
令和 7 年 12 月 12 日改正

1. 趣旨

この基準は、奈良市議会議長が議会を代表して交際するため必要とする経費（以下「議長交際費」という。）の支出及び公表に関し必要な事項を定めるものとする。

2. 議長交際費の支出

議長は、市議会の運営及び市政に有益と認めるもの並びに交際上必要と認めるものについて、予算の範囲内において、議長交際費を支出する。

3. 支出に関する基準

（1）議長交際費の支出区分、支出範囲及び支出限度額（消費税額を除く。）は、次のとおりとする。

支出区分	支出範囲	支出限度額
慶祝	祝賀会、伝統行事等の出席祝金等	所要額
見舞	病気・負傷・災害等の見舞金及び見舞品	10,000 円
弔慰	櫻又は生花等	40,000 円
	香料	10,000 円
会費	記念行事、総会出席に係る会費等	10,000 円
賛助	賛助の必要性があると判断されるものへの賛助金	30,000 円
接遇	姉妹都市訪問団等来寧時の歓迎会、土産、記念品	所要額
広告料	名刺広告料	所要額
その他	上記いずれの区分にも属さないもの	10,000 円

（2）ただし、（1）にかかわらず特別の事情がある場合は、社会通念上妥当と認められる範囲内で支出するものとする。

4. 公表に関する基準

（1）議長交際費の公表は、支出月日、支出区分、支出内容（奈良市情報公開条例第 7 条による「不開示情報」を除く。）及び支出金額を毎月公表するものとし、当月分を翌月の末日までに行うものとする。

（2）公表の方法は、総務部総務課において閲覧に供するほか、奈良市議会のホームページに掲載するものとする。